

相模原市子育て応援ロゴマーク 使用ガイドライン



相模原市

令和7年4月1日作成

目次

- 1 はじめに
- 2 ロゴマークのデザイン
- 3 デザインの色指定
- 4 禁止事項
- 5 使用方法など
- 6 お問い合わせ先

1 はじめに

令和7年4月1日に「相模原市子育て応援条例」を制定しました。

社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現するため、この度、「相模原市子育て応援ロゴマーク」を作成しました。

ポスターやチラシへの掲載をはじめ、WEBページやSNS投稿など、様々な用途にぜひご利用ください。

デザインのコンセプト

「子育てするなら相模原」

のキャッチフレーズのもと、社会全体で子育て世代を応援する意識を育むことを目的に、市のマスコットキャラクターである「さがみん」を使用して作成しました。



社会全体で子育て世代を応援するイメージをさがみんがベビーカーを押しているデザインで表現しています。

子育てをしているさがみんを温かく見守るように「子育てするなら相模原」のキャッチフレーズを配置しました。

キャッチフレーズの配色は、緑あふれる豊かな自然に恵まれた相模原市を表現する緑色、子育てをしているさがみんが社会全体に温かく見守られていることを表現するため、「育」の字に太陽をあしらい、オレンジ色としました。

2 ロゴマークのデザイン

■基本形

白色を背景色にお使いください。



縦横比率はそのままに、サイズ変更は自由

【禁止事項】

1つのパーツのみの使用は禁止です。（必ず組み合わせてお使いください。）

- ×「子育てするなら相模原」の文字のみ使用
- ×「さがみん」の画像のみ使用

3 デザインの色指定

■デザインの色は、オリジナルカラー、グレースケール、白黒の3種類となります。

3-1 オリジナルカラー



3-2 グレースケール



3-3 白黒



4 禁止事項

■ロゴマークを変形、改変して使用しないでください。

【使用禁止の例】



一部を切り取り
そのまま使用



縦横比率を変える



回転させる



色を変える
(グレースケール、白黒以外)



デザインに要素を追加



5 使用方法など

■ロゴマークの使用は無料です。素材はホームページからダウンロードできます。

■次のいずれかに該当する場合は、申請等の手続はせずにそのままロゴマークをお使いいただけます。

（１）相模原市が実施する事業等で使用する場合

（２）放送機関、新聞社、通信社及びその他の報道機関が報道目的に使用する場合

■上記（１）及び（２）以外の場合は、事前相談が必要です。下記問い合わせにご連絡ください。

【申請手続が必要な場合の例】

- ・個人が営利目的（ノベルティの販売等）で使用する場合
- ・企業、団体等が自社の商品に使用する場合
- ・企業、団体等がポスター、チラシ、名刺のほか、WEBページ等に使用する場合 等

6 お問い合わせ先

相模原市 こども・若者政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所本館4階

電話 042-769-8315

FAX 042-759-4395

メール kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp